

# 緊急特別保育の実施について

## 1 緊急特別保育の実施内容

保護者が社会生活を維持する上で必要な施設に関連する業種の従事者である場合や、ひとり親世帯等で保育所での保育ができないことで著しく日常生活に影響をきたすと考えられる場合など、家庭での保育が著しく困難なご家庭に対して緊急特別保育を実施いたします。

緊急特別保育を希望される場合、別紙1,3,4を、緊急特別保育を希望する日の前日までに園に提出してください。(5月2日までの緊急特別保育を受けていた方は、別紙1「緊急特別保育申込書」のみ)

なお、提出が間に合わない場合は園にご相談ください。

### 【社会生活を維持する上で必要な施設に関連する業種の従事者の例】

医療施設、福祉施設、食料品販売施設、警察署、消防署、公共交通機関など

※上記の例に該当しない場合であっても、家庭での保育が著しく困難な場合は、お通りの園にご相談ください。

## 2 実施条件

- (1) 給食提供(おやつ含む)はございません。ご家庭でお弁当のご用意をお願いします。
- (2) 延長保育は実施いたしません。
- (3) 原則、在籍園での保育となりますが、児童の預かり人数の状況によっては、他園での保育となる場合があります。あらかじめご承知おきください。
- (4) 園で感染者が発生した場合、保護者の家庭の状況にかかわらず、完全に臨時休園をいたします(当該園児は代替保育を実施しません)。

### 【問い合わせ先】

◎各施設での対応について : 子ども施設運営課区立保育施設係  
電話 3880-5888

◎保育料の取扱いについて : 子ども施設入園課入園第一～第三係  
電話 3880-5263